条例・公害関係法令に基づく勧告・命令規定の比較

神奈川県生活環境の保全等に関する条例				大気汚染防止法				悪臭防止法				水質汚濁防止法				騒音規制法				振動規制法		
規定	条	勧告	命令	規定	条	勧告	命令	規定	条	勧告	命令	規定	条	勧告	命令	規定	条	勧告	命令	条	勧告	命令
				排出基準に関する勧告	第5条	○						排水基準に関する勧告	第4条	○								
変更の事前届出の計画変更命令等	第9条		○	計画変更命令等	第9条		○					計画変更命令等	第8条		○	計画変更勧告等	第9条	○		第9条	○	
					第17条の8		○															
					第18条の8		○															
					第18条の16		○															
環境配慮書の提出	第17条	○																				
特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止	第29条		○																			
許可違反に対する措置命令	第34条		○																			
指定事業所に対する改善命令等	第35条		○	改善命令等	第14条		○	改善勧告及び改善命令	第8条	○	○	改善命令等	第13条		○	改善勧告及び改善命令	第12条	○	○	第12条	○	○
指定外事業所に対する改善命令等					第17条の11		○						第13条の2		○		第15条	○	○	第15条	○	○
					第18条の11		○															
					第18条の18		○															
				季節による燃料の使用に関する措置	第15条	○	○					指導等	第13条の3	○								
				指定地域における燃料の使用に関する措置	第15条の2	○	○						第14条の11	○								
				基準適合命令等	第18条の4		○															
				指定物質排出抑制勧告	附則第10項	○																
屋外燃焼行為の制限	第49条		○																			
炭化水素系物質の発散の防止の設備	第50条		○																			
不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出	第51条	○																				
拡声機騒音の規制	第53条		○																			
飲食店における音響機器の使用時間の制限	第54条		○																			
飲食店営業に係る営業時間の制限	第55条		○																			
飲食店に係る外部騒音の防止	第56条	○	○																			
大型小売店に係る外部騒音の防止	第56条の５	○	○																			
土壌調査に係る勧告	第59条の２	○																				
特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等	第61条	○																				
特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更に係る指導等	第66条	○																				
地盤沈下防止に係る揚水施設の改善・停止	第86条		○																			
自動車を販売する者への勧告	第88条の２	○																				
特定事業者への勧告	第90条	○																				
自動車の運転者等への勧告	第94条の２	○																				
駐車場等管理者への勧告	第96条	○																				
運行禁止命令	第96条の６		○																			
荷主等の義務等	第96条の８	○																				
粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止等			○																			
下請企業等に対する援助	第107条	○																				
緊急事態が予想される場合等の措置	第112条		○	緊急時の措置	第23条		○					緊急時の措置	第18条		○							
事故時等の措置	第113条		○	事故時の措置	第17条		○	事故時の措置	第10条		○	事故時の措置	第14条の2		○							
環境汚染の改善に係る指導等	第113条の５	○																				
地下水の水質の浄化措置に係る命令等	第113条の６	○	○									地下水の水質の浄化に係る措置命令等	第14条の3		○							
移転の勧告	第114条	○																				